農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第６条の規定により、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を次のとおり定めたので、同条第５項の規定により公表する。

　　平成27年７月31日

函南町長　森　延彦

　　　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

１　促進計画の区域

　別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

　１．函南町全域

　 (1)　現況

　　　本地域は、各地域に合った特徴ある作物の農業経営が行われている。

　　　町西部の平坦地域は、水稲を中心に施設園芸、町中部の丘陵地はスイカと露地野菜、町東部の山間地域は酪農が中心となっている。

　　　上記のとおり各地域ごとに農業経営が多様であることから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

　 (2)　目標

　　　(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第３号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

　２．函南町農業振興地域

　 (1)　現況

　　　本地域は都市計画法の市街化区域と山間部を除いた農用地から指定され、平地地区の水田地帯、中山間地区の畑地帯が中心となっている。

　　　上記の地域においては、耕作放棄地の発生等の課題を抱えていることから、農用地の保全に取り組む必要がある。

　 (2)　目標

　　　(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進し、農用地の保全、農道保全を図る等の取組を実施し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| 函南町全域 | 法第３条第３項第３号に掲げる事業 |
|  | 函南町農業振興地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業 |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

　設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

　特になし。